

## 別紙1・UKコード抄訳

(文中記載の頁数は原文の頁)

### 序文

2016年、スポーツイングランドとUKスポーツは、あらゆる分野のガバナンスの改善を促進するために、「スポーツ団体ガバナンスコード (A Code for Sports Governance。以下「本コード」といいます)」を開始しました。現在までに、このコードは、私達の組織から政府や国営宝くじの資金交付を受けている4,000以上のパートナーに適用され、スポーツ団体と非スポーツ団体の両方にわたって、ガバナンスの基準の向上に大きな影響を与えてきました。本コードは、意思決定構造、役員会の多様性（特に女性役員の方）、透明性、説明責任、財務の健全性の向上をセクター全体で支援しており、各団体はこのレベルに到達するために称賛に値する仕事をしてきました。本コードは、それ自体がスポーツ団体のガバナンスを向上させるためのテンプレートとなっており、世界の数か国がその原則と枠組みを利用しています。

2020年、私達は本コードの見直しを発表しました。この見直しでは、多様性と包摂性（インクルージョン）という視点から本コードの要件一式を検討しました。これにより、私達は、最初の適用から学んだ教訓を検討し、特定の要件に対する解説の中の支援と助言を増やし、本コード導入後に変化した適正なガバナンスの発展と実施に本コードが遅れないようにすることができました。

見直しは、スポーツイングランドとUKスポーツが共同で管理し、公開協議とフォーカスグループからの情報提供に加え、法務、ガバナンス、多様性・包摂性の専門家からの意見も取り入れました。

私達は、私達のセクターがガバナンスの面で近年達成してきたことを誇りに思っていますが、自己満足に終わってはなりません。パンデミックの影響からこのセクターが回復し始めた今、私達は、団体としてより強く、より良く、より多様になるよう、自分自身に挑戦し続けなければなりません。この点を考慮して改訂された本コードは、今後数年間のスポーツ団体のガバナンスの発展と改善のために進歩的な展望を設定しようとするものです。

本コードの見直しに関する相談を行った際に寄せられた重要な意見の一つは、要件を簡単に把握できるようにし、各要件に対してどのような証拠を提示する必要があるのかを団体が理解できるようにすることでした。改訂後の本コードの一部として、私達は、「スポーツ団体ガバナンスコード：Tier 1」を別文書として発行し、より明確でより利用しやすいものにしたいと考えています。また、Tier 3レベルの資金交付を受ける団体のために、解説にさらに詳細な助言も加えて、各要件の重要性とその証明方法についてさらに説明しています。本コードの原則と要件の変更は限定的ですが、Tier 3の資金交付を受けている団体に対しては、福祉と安全、環境社会ガバナンス、運営全体にわたる適正なガバナンス基準の推進と実施、人材計画の重要性に関する新しい要件を導入しました。もうひとつの重要な新要件は、資金交付を受けたパートナーが、意欲的で実行可能な「多様性と包摂性に関するアクションプラン (Diversity and Inclusion Action Plan)」を策定し、役員会だけでなく、上級幹部陣やより広範な構造にお

いて、あらゆる形態の多様性を推進することです。私達は、スポーツと身体活動が、完全に包摂的で、私達の社会を反映したものであり、私達のセクターが繁栄し、持続可能で、将来に適したものであることを確実にするためには、これが不可欠であると信じています。私達は皆、この分野の進展に向けて、より一層意欲的に、透明性を持って、説明責任を持って対応しなければなりません。

UK スポーツとスポーツイングランドは、それぞれの戦略の一環として、本コードを実施する団体の支援と協力を全力で取り組んでいます。というのも、ガバナンスは、スポーツイングランドの「Uniting the Movement（ムーブメントの統合）」戦略における主要な起爆剤の一つであり、「英国スポーツの 2021～31 年戦略計画（UK Sport's 2021-31 Strategic Plan）」では、スポーツ界全体の長期的な組織の健全性を構築する核となるからです。したがって私達は、本コードが貴重なツールであることをご理解いただくことを希望するとともに、皆様のガバナンスの旅に協力して、貴団体が継続的な成功の体制を整えるお手伝いができることを嬉しく思います。

**Tim Hollingworth**

スポーツイングランド 最高責任者

**Sally Munday**

UK スポーツ 最高責任者

## はじめに

### 本コードの策定と見直し

「スポーツ団体ガバナンスコード (Code for Sports Governance)」には、スポーツイングランドや UK スポーツから英国政府及び国営宝くじの資金交付を求め、また受けている団体に求められる、透明性、多様性と包摂性、説明責任、インテグリティのレベルが規定されている。

2016年に開始された本コードは、資金交付の3つの層 (Tier) 全体にわたって4,000以上の団体に適用され、スポーツや身体活動の機会を提供する広範で多様な国・地域・地方の団体、コミュニティグループ、慈善団体に向けて、ガバナンスの標準的な枠組みを提供してきた。本コードに規定されている原則の多くは、コーポレートガバナンスにおけるグッド・プラクティスの要素として広く受け入れられており、英国コーポレートガバナンス・コード、英国内の5つのスポーツ・カウンシルのガバナンス枠組み、スポーツ・レクリエーション同盟 (Sport and Recreation Alliance) の「自主的なグッドガバナンス・コード (Voluntary Code of Good Governance)」など、スポーツ界の内外を問わず、ほとんどのガバナンス・モデルに見られる。

2020年7月、「ブラック・ライブズ・マター (Black Lives Matter)」を背景に、また本コードの規定に沿って団体のガバナンスを3年間にわたって実施、評価、支援してきた UK スポーツとスポーツイングランドが、本コードの見直しを発表した。この見直しは、多様性と包摂性を支援する要素に実質的な重点を置くことによって、本コードがさらなる発展から利益を得るであろう分野を特定することを目的としている。また、この見直しによって、本コードの要件をガバナンスのベスト・プラクティスと比較する機会が得られたことで、スポーツ界や他のセクターにおいて考え方が進歩し、さらなる改善が見られる可能性があることを認められた。

見直しでは、個々の原則、要件、関連する解説だけでなく、本コードの提示、使用、適用の方法など、本コードのあらゆる側面を包括的に検討した。そのために、UK スポーツとスポーツイングランドの全体にわたるチーム、独立した専門家、幅広いパートナーやステークホルダーの専門知識と洞察を大いに活用した。ご意見をお寄せいただいた皆様、この見直しに多大な貢献をいただいた皆様に、心より感謝申し上げたい。

見直しでは、本コードの変更は証拠に基づいて実施すべきであるということが当初から明確になった。2つの重要な作業がこのことを裏付けている。1つ目は、資金交付を受けた130社を超えるパートナーの役員会の多様性を外部機関が監査したことであり、2つ目は、オンライン調査とフォーカスグループを通じて実施した独自の協議であり、200件を超える回答が寄せられた。

この協議により、以下のことが明らかになった。

- ・ UK スポーツやスポーツイングランドから資金交付を受けた団体の87%が、本コードが有用であるとみなした。

- ・ 会員資格を通じて要件のいくつかを実施する際に大きな課題に直面した団体もあったが、88%は、本コードによって団体のガバナンスが強化されたと回答した。

- ・ 主に影響を受けた分野は、役員会の多様性（特に女性役員の増加）と任期の長さであった。

- ・ 遵守プロセスが、厳格で支援になると感じた。

また、本コードは、その導入以来、国際的に大きな関心を集め、現在ではいくつかの国が本コードを手本としていることもわかっている。各国のスポーツ統括団体は、国際的な連盟とも日常的に連携しており、本コードは知識を共有し、国際レベルでガバナンス改革の情報を提供するための貴重な枠組みとなっている。

## p.6

私達は、資金交付を受けたパートナーが、近年、本コードを実施し、スポーツ界の適正なガバナンスをさらに強化するために行ってきた膨大な作業のおかげで、本コードがポジティブな影響をもたらしたことに元気づけられた。しかし、見直しでは、本コードをより利用しやすく、理解しやすいものにする、説明やテンプレート、ケーススタディに関してより多くの助言を提供すること、規模や能力に基づく柔軟性や比例性を高めることなど、いくつかの改善点も浮き彫りになった。

批判的に言えば、これまでに進展があった一方で、スポーツと身体活動に従事している団体が、そしてスポーツ界全体が、自分たちの奉仕する社会の多様性を反映し、代表することを確実にするに際して、より多くのことを行う必要と要求があることが、見直しで明らかになった（また、団体からの要望もあった）。また、環境の持続可能性、福祉、安全などのトピックを含めることや、本コードを役員会から団体の他の部分にまで拡大することも、進展させるべき領域として浮上した。

その結果、当初の本コードの原則と要件には限られた変更しか加えられていないが、Tier 1 が改訂され、独立した専用リソースができたことによってより利用しやすくなることを期待している。また、Tier 3 に関しては、以下の新しい要件が導入された。

- ・ スポーツイングランドや UK スポーツから多額の資金交付を受けている団体は、役員会だけでなく、上級幹部陣や団体・構造全体の多様性と包摂性のレベルを高めるための詳細で意欲的な計画がなければならない（要件 2.1）。この計画とそれに対する進捗状況は、スポーツイングランドや UK スポーツと合意し、少なくとも年 1 回は見直しと更新を行い、公開する必要がある（要件 2.2~2.3）。これらの具体的な要件に加えて、多様性と包摂性が、本コード全体の主要な要素として強化されている。

- ・ スポーツと身体活動における福祉と安全に関する懸念の高まりを受けて、役員会は、福祉・安全担当役員を任命すること（要件 4.7）、例えば団体の内部構造や地域・州レベルなど、団体の広範な運営全体を通じて、多様性と包摂性に関するものを含む適正なガバナンス基準を順次伝達し、実施し、促進すること（要件 4.1）、ステークホルダーや環境、より広範な社会への影響を団体の意思決定や実施する行動に盛り込むこと（要件 5.2）が求められる。

- ・ 本コードはまた、現在、団体が少なくとも年 1 回、人材のための戦略的計画を検討することを期待している（要件 3.4）。

役員会の文化の分野では、新たな要件は導入されていないが、この分野も協議において重要な分野であり、改訂された本コードが実施される際には、ステークホルダーとともに是非さらに検討していきたい分野として浮上している。一方、既存の要件と解説が強化されて、役員会レベルでの効果的かつ包摂的な文化の必要性が高まっており、本コードに規定された基準と行動が、私達が資金交付するすべての団体の中でより定着するようになっている。

協議で得られた意見と本コードを実施した実際の経験に基づいて、すべての要件の解説が更新され、これによって団体が本コードの規定をより簡単に理解し、実施できるようになることを期待している。UK スポーツとスポーツイングランドは、資金交付を求めている、又は受けている団体と緊密に協力し、カスタムメイドの助言と支援を提供することで、ガバナンス基準（多様性と包摂性の基準を含む）が引き続き強化され、スポーツ界が自身の物として所有するよう努める。また、私達は、このセクターのスポーツガバナンスが進化し続けることを確実にするために、資金交付を受けた団体や幅広いステークホルダーからの貴重な専門知識や意見をよりよく活用したいとも考えている。

私達は、本コードの継続的な実施だけでなく、支援、学習、開発というこのプロセスを介して、資金交付を受けている団体が、団体や、スポーツや身体活動に参加している個人やコミュニティの利益になるように、効果的な意思決定を行うためのより良い体制を整え、より適正に代表されることによって、セクター全体が将来的に成長し、繁栄することを願っている。

p.7

## 柔軟性

他の多くのガバナンスコードとは異なり、本コードは、スポーツイングランドや UK スポーツからの公的資金を求める団体にとっての一連の義務的要件であり、2015年に政府が発表した戦略「Sporting Future（スポーツの未来）」から生まれたものである。しかし、私達は、本コードが柔軟でなければならないことを十分に認識している。スポーツイングランドと UK スポーツが行う出資の範囲は、金額の面でも、出資先の団体の種類の面でも、非常に多岐にわたっている。私達は、団体からの資金交付申請を奨励したいと考えている。そのため、不必要な官僚主義で団体に負担をかけることを望まず、広く多様な団体に本コードが適用できるよう努めてきた。

本コードは、要件に対して段階的アプローチを採用することで、柔軟性を実現している。スポーツイングランドと UK スポーツは、資金交付を求める又は受けるすべてのパートナーと密接に協力して、本コードの遵守を徹底し、継続的なガバナンスの改善を支援する。

Tier 1 に特化した助言と支援ツールを掲載した別冊ブックレットが作成されている。Tier 3 については、この文書にすべての解説が記載されている。スポーツイングランドと UK スポーツは、引き続き協力して、適正なガバナンスを実施するパートナーに支援ツール、助言、リソースを提供するとともに、改訂後の本コードに照らして、これらを強化していく予定である。

## 様々な状況に応じた本コードの柔軟な適用：各 Tier

投資の種類と規模が異なるため、スポーツイングランドと UK スポーツは、本コードの適用に際して 3 つの Tier（階層）を用いて様々な状況に応じた柔軟なアプローチを採用している。各 Tier には、異なるレベルの義務的ガバナンス要件がある。

UK スポーツとスポーツイングランドは、(独自の裁量により)、出資と団体の状況、及び以下の各 Tier の大まかな定義を考慮した上で、最も適切と判断した Tier に団体を分類する。

### Tier 3

Tier 3 は、本コードにおいて最高レベルの義務的ガバナンス要件である。この Tier の要件は、多額の公共投資が行われているため、高いガバナンス基準を確保することを目指している。スポーツイングランドと UK スポーツは、団体が所定の期間内に要件を充足することを正式に約束することを求める。

UK スポーツとスポーツイングランドは、以下の場合、出資を通常 Tier 3 に分類する。

- ・ 資金交付が数年間にわたることが意図されている場合
- ・ 1 回限りのプロジェクトではなく、継続的な活動に対して資金が交付される場合
- ・ 資金交付の総額が 100 万ポンド<sup>1</sup>を超える場合

団体の規模も考慮される。

大規模かつ中長期的な活動のための資金交付を受けている団体は、通常 Tier 3 に属すると考えるべきである。

### Tier 1

Tier 1 は、本コードにおける最低レベルの義務的ガバナンス要件である。この Tier の要件は、適正なガバナンス・プロセスを通じて公的資金の保護を確実にする一方で、不釣り合いな管理負担を生じさせないことを目指している。

スポーツイングランドと UK スポーツは、以下の場合、出資を通常 Tier 1 に分類する。

- ・ 1 回限りの資金交付（例えば、有期の特定のプロジェクトなど）の場合
- ・ 資金交付の総額が通常 1 万ポンドから 25 万ポンドの間の場合

p.8

### Tier 2

本コードは非常に広範囲の出資を対象としているため、Tier 1 と Tier 3 との間の義務的ガバナンス要件の差が大きい。出資がティア 2 に分類されるのは、UK スポーツ又はスポーツイングランドが団体に対し、Tier 1 の要件を上回ることを求めるが、Tier 3 の完全遵守までは求めない場合である。これは、リソースが原因となることもあれば、出資額は大きい（長期的ではなく）一回限りであることが原因となる可能性もある。また、その出資が、スポーツ・イングランド/UK スポーツと団体との間の新たな戦略的関係の始まりを示すものではあるが、その関係のパラメータがまだ確立されていないことが理由となる

可能性もある。

Tier 2 に分類される出資を受ける団体は、Tier 1 のすべての義務的要件と、Tier 3 からのいくつかの追加の義務的要件を充足することが期待される。充足すべき Tier 3 の要件の正確な要件と遵守のスケジュールは、出資の性質と団体の状況によって異なる。

Tier 2 に該当する出資は、およそ 25 万ポンドから 100 万ポンド<sup>1</sup>の間になる可能性が高い。

p.10

## 本コードの使用方法

### 原則

本コードの中心となるのは、適正なガバナンスの 5 つの基本原則である。これらの原則は、適切なガバナンスを高いレベルで説明しており、本コードの骨組みにあたる。

### 要件

次に本コードは、5 つの原則のそれぞれの中に、一連の要件を記載している。これらの要件は、(前述のように) 各出資が属する Tier や、Tier 2 及び Tier 3 の場合には個別に設定された実施スケジュールに従って義務付けられている。Tier 1 の団体に対しては、専用の助言を記載した別のブックレットが作成されている。

### 解説

本文書では、次に、要件に関して Tier 3 の詳細な解説が記載されている。解説は義務的なものではなく、要件に準拠していることを証明する方法を示すことによって、団体にさらなるアドバイス、助言、支援を提供するために記載されている。

### 用語の定義

本コードで使用されているいくつかの用語は、特定の意味を持っている。これらの定義語は、本文書の巻末にある「定義」の項に記載されている。

要件及び解説の中で、UK スポーツ/スポーツイングランド (又はその逆) という言及は、その2つのどちらか一方が団体に資金を提供しているか、又は共同資金提供を受けている団体の場合は両方が資金を提供していると解釈すべきである。

p.12

## 5つの原則

### 1. 構造

団体は、明確かつ適切なガバナンス構造を有するものとし、団体の長期的な成功に共同で責任を負い、団体を率いる権限を独占的に与えられた役員会によって主導されるものとする。役員会は、適切に構成され、効果的に運営されるものとする。

**なぜこれが重要なのか。**

---

<sup>1</sup> この数字は、出資期間中の資金交付総額を表しており、スポーツイングランドと UK スポーツの両方から同一団体への資金交付がある場合は、合算される。

適切なガバナンス構造を有することで適切なレベルで意思決定が行われ、団体の成功を促進する最善の意思決定を行うことができる。

適切なガバナンス構造を持つことは、団体が適切に管理されていることをすべてのステークホルダーに実証することになる。これは、スタッフ、サプライヤー、潜在的投資家の信頼を得るための鍵であり、また、これにより団体の成長と発展のための枠組みが提供される。

## 2. 人材

団体は、団体の目標を推進し、コミュニティ、ステークホルダー、さらにはより広い英国社会に最も貢献する効果的な意思決定を行うために、多様な経歴、考え方、独立性、スキル、経験を持つ人材を採用し、雇用するものとする。

### なぜこれが重要なのか。

独立した意見を持ち、建設的で包摂的な議論を行う、多様でスキルと経験のある意思決定機関は、適正な意思決定を可能にし、ステークホルダーとの信頼関係を築くのに役立つ。

## 3. コミュニケーション

団体は、透明性と説明責任を有し、ステークホルダーと効果的に関わり、組織内民主主義を育むものとする。

### なぜこれが重要なのか。

ステークホルダーに対応し、彼らの関心事を理解し、彼らの声を聞くことは、団体のガバナンスと戦略を形成するのに役立つ。団体がなぜ存在するのか、何をしようとしているのか、どのようにそれを行っているのか、どのような結果をもたらしているのか、わかりやすい形での透明性は、ステークホルダーが知るべき団体に関する情報を提供し、ステークホルダーに力を与えることになる。

## 4. 基準及び行動

団体は、高水準のインテグリティを維持し、倫理的で包摂的な文化を促進し、継続的な改善を推進するために定期的かつ効果的な評価を行うものとする。

### なぜこれが重要なのか。

正しい価値観が団体の文化に根付いていると、公共投資を保護することができ、また団体の評判と効果も高めるので、ステークホルダーの信頼を得ることができる。常に改善を求めることで、団体は新たな課題や機会に迅速に対応することができる。

## 5. 規程及び手続

団体は、すべての適用法令を遵守し、意思決定が社会及び環境に与える影響を考慮し、責任を負っている財務上の戦略的計画を実行し、適切な管理及び危機管理手続を備えるものとする。

### なぜこれが重要なのか。

法的環境を理解し、意思決定の際に社会環境への留意事項を考慮し、財務その他を適切に管理することは、リスクを軽減し、ステークホルダーの信頼と団体の評判を高めるのに役立つ。

p.14

### Tier 1 : 義務的要件

Tier 1 は、本コードにおける最低レベルの義務的ガバナンス要件である。この Tier の要件は、理不尽な煩わしさがなく、適正なガバナンス手続により公的資金援助の保護を確実にすることを目指している。



スポーツイングランドと UK スポーツは通常、以下の基準を満たす出資を受けている団体に対し、本コードの Tier 1 を充足するよう要求する。

- ・ 1 回限りの資金交付（例えば、終了日が決まっている特定のプロジェクトなど）であること
- ・ 資金交付の総額が通常 1 万ポンド<sup>1</sup>から 25 万ポンドの間であること

本コードの Tier 1 は、長期化する可能性がある協力関係の開始時にも団体に適用されることがある。その後も出資が続いて、資金交付レベルがこれよりも高い閾値に達した場合や、団体がスポーツイングランドや UK スポーツと構築する関係の種類がより長期的なものになった場合、当初は Tier 1 への準拠が義務付けられていた団体が、本コードの Tier 2 又は Tier 3 への準拠に向けて進むことが要求される場合がある。

Tier 1 の要件は以下の通りである。

| 原則        | 要件   |
|-----------|--|
| 構造        | <b>要件 1</b> ：団体は適切に構成され、明確な目的を有し、会員制の場合は受入体制が包括的であり、団体へのアクセスが可能である。  |
|           | <b>要件 2</b> ：運営を担当する会議体が定期的に会議を持ち、決定内容が記録されている。  |
| 人材        | <b>要件 3</b> ：団体は、多様な視点が考慮されること、及び意思決定グループが効果的に運営するために必要なスキルと多様性を備えることを目指している。  |
|           | <b>要件 4</b> ：運営を担当する会議体のメンバーは定期的に改選されるものとし、任期が 9 年を超えないことを目標とする。   |
| コミュニケーション | <b>要件 5</b> ：団体は、そのガバナンス、構造、活動、財務状況について、ステークホルダーが十分に理解できるよう情報を共有している。  |
| 基準及び行動    | <b>要件 6</b> ：利益相反が認識され、運営を担当する会議体の長によって対処され、記録されている。会議体のメンバーのうち最低 3 名が、無関係であるか、同居の関係にない者である。   |
| 規程及び手続    | <b>要件 7</b> ：団体は、適切な財務手順と実務を確実に実施し、少なくとも次のすべての証拠を示すことができる。a) 財務計画を適切に監督していること、b) 財務上の意思決定と処理が 1 人で管理されていないこと、c) 収支計算書が独立して精査されていること。 |
|           | <b>要件 8</b> ：団体は、団体のリスクと負債を適切に評価・管理している。   |

各要件の説明、なぜその要件が重要なのか、証拠を示す方法、支援ツールなどの詳細は、「スポーツ団体ガバナンスコード」の Tier 1 専用の項に記載されており、[www.sportengland.org/code](http://www.sportengland.org/code) で確認できる。

p.16

### Tier 3：義務的要件

#### 原則 1：構造

団体は、明確かつ適切なガバナンス構造を有するものとし、団体の長期的な成功に共同で責任を負い、団体を率いる権限を独占的に与えられている役員会によって主導されるものとする。役員会は、適切に

<sup>1</sup> 交付受入額が 1 万ポンドに満たない団体については、スポーツイングランドと UK スポーツが標準的なデューデリジェンス・チェックを行う。

構成され、効果的に運営されるものとする。

## 役員会

1.1 団体の役員会は、次の事項すべてを行うものとする。

- a. 最終的な意思決定機関であることから、団体のすべての権限を行使する。
- b. 団体の戦略設定に責任を負う。
- c. 役員会の管理・監督の役割と執行部の運営上の役割を明確に区分し、それを維持・実証する。

## 役員会の規模と構成

1.2 役員会は、UK スポーツ及び／又はスポーツイングランドとの合意がない限り、以下のすべての目的のために、12名を超えない適切な規模とする。

- a. 団体の要件を満たす。
- b. スキル、経験、多様性、独立性、知識の適切なバランスを取る。
- c. 団体の構成（各委員会の構成を含む）の変更を、過度の混乱を招くことなく管理する。
- d. 役員間のオープンで包摂的な対話を促進する。

1.3 各団体は、役員会に求められるスキル、経験、多様性、独立性、知識の詳細を示す最新の一覧表を維持しなければならない。

1.4 役員会の一個人が自由に意思決定を行うことはできない。

1.5 団体の経営陣のメンバー（最高経営責任者、上級財務責任者など）が役員に任命される場合、職権上の資格のみで任命されてよい。

## 任期制限

1.6 以下の要件 1.7 に定める例外が適用されることを条件として、役員は、連続する複数の任期中役員を務めることができるが、各任期は4年以下、継続就任期間は最長9年間とする。

1.7 要件 1.6 で言及されている例外は以下のとおりである。

- a. 役員が以下のいずれかに該当する場合、
  - i. 役員会の役員を務めた後に、議長に任命された場合。
  - ii. 役員の任期中に、所属するスポーツの国際競技連盟の上級職に任命された場合。  
当該役員は、上記の任命期間中、上記の任命前の任期を含めて最長12年間の役員会任期を条件として、引き続き役員を務めることができる。
- b. 職権上の資格で任命された役員は、その役職に就いている期間中、役員を務めることができる。
- c. 例外的な状況（例えば、後継者育成計画支援）では、議長又は役員はさらに1年間在職することができる。

1.8 役員が最長任期を満了した場合、再びその団体の役員に立候補する資格を得るためには、少なくとも4年が経過しなければならない。

p.17

## 議長

1.9 各役員会には、役員会のリーダーシップを担う、正式に任命された議長（chair）を置かなければな

らない。

1.10 議長と最高経営責任者（又はそれに相当する者）の役割を同一人物が兼務することはできず、その分掌は書面で定め、役員会の同意を得るものとする。

1.11 UK スポーツとスポーツイングランドは、出資先の団体に独立した議長を任命するよう要求する権利を有する。この権利が行使されるのは、適切な協議を経た上で、公的資金援助を保護するために又は当該資金が交付された目的を推進するために必要であると UK スポーツ／スポーツイングランドが合理的に判断した場合のみである。

### 独立非執行役員

1.12 役員会の 25%以上が独立非執行役員でなければならない。

1.13 各役員会は、独立非執行役員の 1 名を上級独立役員に任命するものとする。

### 会議

1.14 役員会及びその委員会（存在する場合）は、以下の事項すべてを行うものとする。

- a. その職務を効果的に遂行するために十分な頻度で会議を開く。
- b. その会議及び決定事項の適切な記録を維持する。

### 役員会の委員会

1.15 役員会は以下の事項すべてを行うものとする。

- a. (i) 監査委員会及び(ii) 指名委員会を維持する。
- b. 独立非執行役員が指名委員会の過半数を占めるようにし、後任の議長の任命を取り扱う場合は、独立非執行役員が議長を務めるようにする。
- c. すべての委員会が役員会に直属し、明確な付託条項を有することを保証する。
- d. 役員会が適切と判断したその他の委員会や課題達成推進部会（Task and Finishg Group）を設置する。

### カウンシル

1.16 カウンシル（評議会）は役員会に優先することはできないが、協議と建設的な異議申し立てを行う合理的な権利を有することができる。

1.17 カウンシルのメンバーは、連続する複数の任期を務めることができるが、各任期は 4 年以下、継続就任期間は最長 9 年間とする。

1.18 カウンシルが役員を任命することが認められている場合、その任命が反映されるのは最高で役員の 3 分の 1 までとする。

p.18

### 原則 2：人材

団体は、団体の目標を推進し、コミュニティ、ステークホルダー、さらにはより広い英国社会に最も貢献する効果的な意思決定を行うために、多様な経歴、考え方、独立性、スキル、経験を持つ人材を採用

し、雇用するものとする。

## 多様性

2.1 各団体は、そのリーダーシップにより（必要に応じて）確実に地域社会や国民共同体の多様性を代表し反映するという明確な意欲を公表するものとする。この意欲は、各団体がその役員会と上級幹部陣において、あらゆる形態のより一層の多様性を実現することを約束することを中心とし、可能であれば要件 4.1 に従ってこの意欲を順次下部に伝達するものとする。

2.2 各団体は、特に以下のような「多様性・包摂性に関するアクションプラン」を作成するものとする。

- a. 2.1 項で説明された意欲を達成し、支援し、その後も維持するために必要な行動を特定する（これらの行動をどのように見直すかを含む）。
- b. 役員会、上級幹部陣その他における多様性と包摂性を推進し、定着させ、前進させることを強力にかつ公に表明する。
- c. 団体のウェブサイトで公開し、毎年更新する。
- d. UK スポーツ及び／又はスポーツイングランドと合意する。

2.3 役員会は、「多様性と包摂性に関するアクションプラン（Diversity and Inclusion Action Plan : DIAP）」を維持し、少なくとも年 1 回、定期的に見直すものとする。

## 役員採用

2.4 各団体は、役員会のあらゆる種類の役員職を任命するための文書化された包摂的で厳格で透明性のある正式な手順を有するものとし、すべての任命は、役員会に求められるスキルと多様性に従って能力を基準にして行われるものとする。

2.5 例外的な状況においては、役員会がその役割を果たすために必要なスキルや経験を確実に有するために必要な場合、役員会に役員を追加任命することができる。

2.6 議長及び独立非執行役員任命は、オープンで公に宣伝された採用プロセスを経なければならない。

2.7 役員会は、団体の継続計画と、役員会及び団体内の主要ポストへの秩序ある任命のための後継者育成計画を整備するものとする。

2.8 指名委員会は、役員会に代わって役員会任命のプロセスを主導するものとする。

2.9 役員会又は指名委員会は、以下のすべてに関連して団体を実施している任命手順を UK スポーツ／スポーツイングランドに通知するとともに、UK スポーツ／スポーツイングランドがその任命手順を監視することを許可するものとする。

- a. すべての役員
- b. 最高経営責任者

2.10 いずれの個人も、善良な性格であるという宣言書とインテグリティへのコミットメントを団体に提出するまでは、役員に任命されないものとする。

## 新任役員就任

2.11 任命と同時に、各役員にはその責任を記載した書面が交付されるものとする。

2.12 各団体は、新任役員が役員会に加わる際に、それぞれの状況に応じた完全かつ正式なオリエンテ

ーションを確実に受けさせるものとする。

## 報酬

2.13 役員及び従業員の報酬がある場合は、承認された正式な手順に従って決定されるものとする。

p.19

### 原則3：コミュニケーション

団体は、透明性と説明責任を有し、ステークホルダーと効果的に関わり、組織内民主主義を育むものとする。

3.1 各団体は、ステークホルダーが十分に理解できるように、ガバナンスに関する年次更新を含め、ガバナンス、構造、戦略、活動、財務状況に関する情報を公開するものとする。

3.2 各団体は、次の事項すべてを公表するものとする。

- a. 各役員（職権上の役員である上級経営陣を除く）に支払われた報酬（ある場合）
- b. 雇用しているスタッフが50名を超える団体の場合は、上級経営陣に支払われた報酬の総額

3.3 各団体は、ステークホルダー（必要に応じて一流のアスリートを含む）と関わり、その意見に耳を傾けるための戦略を策定し、実施するものとする。役員会は、毎年その実施状況を見直し、監視するものとする。

3.4 各団体は人材計画を有するものとし、少なくとも年1回は見直しと協議を行い、その協議の結果をメンバーや人員（従業員、ボランティアなど）とオープンに共有するものとする。

### 原則4：基準及び行動

団体は、高水準のインテグリティを維持し、倫理的で包摂的な文化を促進し、継続的な改善を推進するために定期的かつ効果的な評価を行うものとする。

### 適正なガバナンスの下部への伝達

4.1 役員会は、以下のすべてにおいて、多様性と包摂性に関するものを含め、最低限の適正なガバナンス基準を定め、推進し、その実施を支援するものとする。

- a. 団体全体
- b. メンバー内及び／又は関連団体内

### 役員会の発展

4.2 役員会議長が率いる役員会は、以下の事項すべてを実施するものとする。

- a. 自身のスキル、業績及び有効性について年次評価を実施し、その記録を書面で維持する。
- b. 個々の役員及び最高経営責任者の年次評価を実施し、その記録を文書で維持する。
- c. 委員会の評価を実施し、その記録を書面で維持する（委員会の評価は毎年行う必要はない）。
- d. 評価の結果生じた措置を進めるための計画に合意し、実施する。

4.3 役員会は、以下の事項すべてを実施するものとする。

- a. 少なくとも4年ごとに、又はUKスポーツ／スポーツイングランドの要請に応じて、外部委託

による役員会の評価を実施する。

- b. 評価の結果得られた措置を進めるための計画に合意し、実施する。

p.20

## インテグリティ

4.4 各団体は、あらゆる種類の役員職とカウンスル職に対する義務的な行動規範を採用するものとする。この行動規範は、とりわけ、すべての関係者が常に団体の最大利益のために行動することに加えて、包摂性、インテグリティをもって、倫理的な方法で、団体の利益相反方針に従って行動することを求めるものである。

4.5 役員会及びその委員会に関連する行動規範、付託条項及びその他の方針は、定期的に見直され、維持されるものとする。

## 利益相反

役員会は、以下のような利益相反（Conflict of Interest。以下「COI」という）方針を維持するものとする。

- a. 役員間での投票への公正な参加を保証する、役員投票に関する規約を明示する。COI が確認又は申告された場合、利益相反のある役員は、定足数に数えられず、利益相反のある案件についての議論に参加できず、投票もできない。
- b. COIを管理するに際しての議長の責任を概説する。
- c. COI記録簿の維持を義務付け、そのための手順を説明する。
- d. 個々の役員が自らのCOIの最新の記録を維持管理する責任を概説する。

## 福祉及び安全

4.7 役員会は、そのメンバーと人材（従業員、参加者、ボランティアを含むがこれらに限定されない）の福祉と安全に対する責任が、役員会が下す決定に盛り込まれるようにするものとし、この分野で主導的役割を果たす役員1名を任命するものとする。

## 原則5：規程及び手続

団体は、すべての適用法令を遵守し、意思決定が社会及び環境にあたる影響を考慮し、責任を負っている財務上の戦略的計画を実行し、適切な管理及び危機管理手続を備えるものとする。

## 法令遵守及び管理

5.1 役員会は、個人的にも全体的にも、役員会及び団体に影響する法律上及び規制上の重要な義務（競技統括団体固有のものを含む。）を理解していることを示すものとする。

## 環境社会ガバナンス

5.2 役員会は、ステークホルダー、より広い社会、環境への影響を、団体が下す意思決定及び実施する行動に確実に盛り込むものとする。

## 方針及び財務管理

5.3 役員会は、役員会及び団体のスタッフが、財務問題に関連する能力と資格を有することを確実にする責任を負うものとする。

5.4 役員会は、以下の事項すべてを行うものとする。

- a. 団体にとって適切かつ相応の方針及び手続（規制上の義務に対処するもの、十分な財務管理を確保するためのものを含む）を採用する。
- b. 適切な場合、これらの方針と手続が、その役員、スタッフ、ボランティア（関連する場合）に伝達され、理解され、遵守されるよう、あらゆる合理的な手段を講じる。
- c. これらの方針及び手続が、団体の見直しスケジュールに従って、確実に見直され更新されるようにする。

p.21

## 年次会計報告書

5.5 各団体は、以下のすべての条件を満たす年次会計報告書を作成するものとする。

- a. 法的要件および認知された会計基準に準拠している。
- b. 一般投資家からの収入を具体的に開示し、その資金の支出を明確にする。
- c. 監査を受ける（スポーツイングランド及び／又はUKスポーツの別段の合意がある場合を除く）
- d. 団体のウェブサイトで公開する。

## 財務戦略

5.6 役員会は、団体の財務状況及び業績を積極的に計画し、定期的に監視するものとする。その重要な要素は以下の通りである。

- a. 年間予算の設定及び管理口座の定期的見直し
- b. 最新のキャッシュフロー予測の定期的見直し
- c. 財務リスク及びその軽減策の定期的見直し

## リスクマネジメント及び内部統制

5.7 団体は、リスクマネジメント及び内部統制のシステムを維持するものとし、それらが効果的であり合理的な保証を提供することを確認するために、定期的に見直しと監視を実施する。